

飼料の製造・販売等を行う場合は 届出 と 帳簿の備え付け が必要です

飼料の製造（サイレージ調製も該当）、販売（サイレージ、乾草、稲わらも該当）等を行う場合、飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）第50条に基づく届出、同法第52条に基づく帳簿の備え付けが定められています。

届出について



◆飼料の製造を行う場合は、製造を開始する2週間前までに都道府県知事を経由して農林水産大臣に届け出を行ってください。

◆飼料の販売を行う場合は、販売を開始する2週間前までに都道府県知事に届け出を行ってください。

◆なお、飼料安全法律施行規則第69条に届出義務の適用除外が設けられています。適用除外に該当する場合は、届出は不要（※）です。

（製造の届出義務の適用除外）

- ・販売（無償譲渡を含む）を目的としない製造を業とする製造業者。
- ・飼料の消費者に対する販売を目的とする製造を業とする製造業者であって、田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造するもの。

（販売の届出義務の適用除外）

- ・自ら生産した農産物を飼料として販売することを業とする販売業者。

▶ 様式や届出先は裏面の〈関連情報〉をご覧ください。



帳簿の備え付けについて

◆飼料安全法第52条に基づく帳簿の備え付けについては、義務（※）となっています。

◆帳簿への記載事項は、同法第52条及び同施行規則第72条に定められています（裏面参照）。

◆帳簿の保存期間は、8年間です。

（※ 製造・販売の届出の適用除外に該当する場合であっても、飼料の製造・販売を行う場合は、帳簿の備え付けが必要です。）

帳簿への記載事項

飼料を製造したとき、譲り受け・譲り渡したときは、その名称や数量等について帳簿に記載してください。具体的な記載事項は以下のとおりです。

製造したとき（サイレージ調製も対象）

- 名称
- 数量
- 飼料の製造年月日
- 飼料の製造に用いた原料又は材料の名称・数量
- （原料又は材料が譲り受けたものであるときは）譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称

譲り受け・譲り渡したとき（取引が行われたとき）

- 名称
- 数量
- 年月日
- 相手方の氏名又は名称
- 荷姿

〈 関連情報 〉

飼料安全法などについてはこちら▼



届出の内容や様式はこちら▼



都道府県届出窓口一覧はこちら▼



〈 問合せ先 〉

在住（法人の場合は主たる事務所の所在地）の都県畜産主務課
関東農政局消費・安全部畜水産安全管理課 飼料担当

関東農政局生産部畜産課 草地飼料担当

Tel 048-740-5138

Tel 048-740-0027